

●所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本の取得に要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額 - 給与所得控除又は特定支給控除額 = 給与所得の金額 ※詳細は別途「給与・年金所得の計算方法」参照
6	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 = 退職所得の金額
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得価額などの経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得	生命保険契約等に係る満期返戻金など	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得	次のアとイの合計額 = 雑所得の金額 ア. 公的年金等の収入額 - 公的年金等控除額 ※詳細は別途「給与・年金所得の計算方法」参照 イ. アを除く雑所得の収入額 - 必要経費

●合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

●総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・純損失や雑損失繰越控除
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除